

平成三十年四月十七日受領
答弁第二一九号

内閣衆質一九六第二一九号

平成三十年四月十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理 森殿

衆議院議員阿部知子君提出防衛大学校等における幹部候補人材育成に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員阿部知子君提出防衛大学校等における幹部候補人材育成に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの人数については、防衛大学校における学生の就学状況の把握方法により、各年度の入校者数に対応するものとしてお示しすることは困難であるが、まず、防衛大学校の本科における平成十二年度から平成二十六年までの各年度の入校者数を年度ごとにお示しすると、次のとおりである。

| | |
|--------|--------|
| 平成十二年度 | 五百六十九人 |
| 平成十三年度 | 四百二十五人 |
| 平成十四年度 | 四百八十一人 |
| 平成十五年度 | 四百九十八人 |
| 平成十六年度 | 五百十二人 |
| 平成十七年度 | 四百八十五人 |
| 平成十八年度 | 四百二十六人 |
| 平成十九年度 | 四百八十三人 |

平成二十年度 四百五十四人

平成二十一年度 四百九十四人

平成二十二年度 五百三十八人

平成二十三年度 五百六十三人

平成二十四年度 五百二人

平成二十五年 四百五十人

平成二十六年 五百七十人

次に、防衛大学校の本科における平成十二年度から平成二十九年度までの各年度における中途退校者数を年度ごとにお示しすると、次のとおりである。

平成十二年度 百九人

平成十三年度 百三十八人

平成十四年度 九十九人

平成十五年度 九十八人

| | |
|---------|------|
| 平成十六年度 | 百人 |
| 平成十七年度 | 八十七人 |
| 平成十八年度 | 五十七人 |
| 平成十九年度 | 七十八人 |
| 平成二十年度 | 八十四人 |
| 平成二十一年度 | 六十五人 |
| 平成二十二年度 | 八十一人 |
| 平成二十三年度 | 八十四人 |
| 平成二十四年度 | 九十人 |
| 平成二十五年度 | 九十七人 |
| 平成二十六年 | 九十六人 |
| 平成二十七年 | 五十七人 |
| 平成二十八年度 | 七十七人 |

平成二十九年 六十九人

さらに、防衛大学校の本科における平成十五年度から平成二十九年までの各年度の卒業者について、

①卒業者数（外国籍の学生に係るものを除く。）、②幹部候補生学校への入校者数、③幹部候補生学校入校中における中途退職者数、④幹部候補生学校の卒業者数及び⑤幹部候補生学校卒業者のうち幹部自衛官（防衛省設置法（昭和二十九年法律第六十四号）第十五条第一項に規定する幹部自衛官をいう。以下同じ。）に昇任した者の数を年度ごとにお示しすると、次のとおりである。

平成十五年度 ①四百二十五人 ②陸上自衛隊百八十五人、海上自衛隊百八人、航空自衛隊百一人 ③陸上自衛隊五人、海上自衛隊三人、航空自衛隊十一人 ④陸上自衛隊百八十人、海上自衛隊百五人、航空自衛隊九十人 ⑤陸上自衛隊百八十人、海上自衛隊百五人、航空自衛隊九十人

平成十六年度 ①三百二十五人 ②陸上自衛隊百四十二人、海上自衛隊八十一人、航空自衛隊七十八人 ③陸上自衛隊七人、海上自衛隊四人、航空自衛隊零人 ④陸上自衛隊百二十五人、海上自衛隊七十七人、航空自衛隊七十八人 ⑤陸上自衛隊百三十五人、海上自衛隊七十七人、航空自衛隊七十八人

平成十七年度 ①三百六十六人 ②陸上自衛隊百六十三人、海上自衛隊九十二人、航空自衛隊八十七人

③陸上自衛隊十六人、海上自衛隊十一人、航空自衛隊三人 ④陸上自衛隊百四十七人、海上自衛隊八十人、航空自衛隊八十四人 ⑤陸上自衛隊百四十七人、海上自衛隊八十一人、航空自衛隊八十二人

平成十八年度 ①四百一十一人 ②陸上自衛隊百八十九人、海上自衛隊九十五人、航空自衛隊九十九人

③陸上自衛隊六人、海上自衛隊八人、航空自衛隊十人 ④陸上自衛隊百八十三人、海上自衛隊八十七人、航空自衛隊八十九人 ⑤陸上自衛隊百八十一人、海上自衛隊八十七人、航空自衛隊八十八人

平成十九年度 ①四百十五人 ②陸上自衛隊百七十六人、海上自衛隊九十五人、航空自衛隊百九人 ③

陸上自衛隊五人、海上自衛隊十二人、航空自衛隊二人 ④陸上自衛隊百七十一人、海上自衛隊八十三人、航空自衛隊百七人 ⑤陸上自衛隊百七十一人、海上自衛隊八十三人、航空自衛隊百七人

平成二十年度 ①四百三十一人 ②陸上自衛隊百九十八人、海上自衛隊九十二人、航空自衛隊百人 ③陸上自衛隊八人、海上自衛隊六人、航空自衛隊零人 ④陸上自衛隊百九十人、海上自衛隊八十六人、航空自衛隊百人 ⑤陸上自衛隊百八十七人、海上自衛隊八十六人、航空自衛隊百人

平成二十一年度 ①三百六十四人 ②陸上自衛隊百七十一人、海上自衛隊八十七人、航空自衛隊八十三人 ③陸上自衛隊二人、海上自衛隊七人、航空自衛隊三人 ④陸上自衛隊百六十九人、海上自衛隊八十人、

航空自衛隊八十人 ⑤陸上自衛隊百六十八人、海上自衛隊八十人、航空自衛隊八十人

平成二十二年度 ①三百九十七人 ②陸上自衛隊百八十八人、海上自衛隊九十六人、航空自衛隊九十一

人 ③陸上自衛隊十一人、海上自衛隊七人、航空自衛隊二人 ④陸上自衛隊百七十七人、海上自衛隊八十

九人、航空自衛隊八十九人 ⑤陸上自衛隊百七十六人、海上自衛隊八十九人、航空自衛隊八十八人

平成二十三年度 ①三百七十二人 ②陸上自衛隊百八十二人、海上自衛隊八十九人、航空自衛隊九十六

人 ③陸上自衛隊十六人、海上自衛隊四人、航空自衛隊零人 ④陸上自衛隊百六十六人、海上自衛隊八十

五人、航空自衛隊九十六人 ⑤陸上自衛隊百六十六人、海上自衛隊八十五人、航空自衛隊九十五人

平成二十四年度 ①四百十三人 ②陸上自衛隊二百八十八人、海上自衛隊九十七人、航空自衛隊九十三人

③陸上自衛隊十九人、海上自衛隊八人、航空自衛隊四人 ④陸上自衛隊百八十九人、海上自衛隊八十九人、

航空自衛隊八十九人 ⑤陸上自衛隊百八十九人、海上自衛隊八十九人、航空自衛隊八十九人

平成二十五年度 ①四百三十四人 ②陸上自衛隊百九十一人、海上自衛隊九十四人、航空自衛隊百七

③陸上自衛隊八人、海上自衛隊八人、航空自衛隊二人 ④陸上自衛隊百八十三人、海上自衛隊八十六人、

航空自衛隊百五人 ⑤陸上自衛隊百八十二人、海上自衛隊八十六人、航空自衛隊百五人

- 平成二十六年 ①四百七十二人 ②陸上自衛隊二百十九人、海上自衛隊百十四人、航空自衛隊九十六人
③陸上自衛隊二十一人、海上自衛隊六人、航空自衛隊二人 ④陸上自衛隊百九十八人、海上自衛隊百八人、航空自衛隊九十四人 ⑤陸上自衛隊百九十七人、海上自衛隊百八人、航空自衛隊九十四人
平成二十七年 ①四百十九人 ②陸上自衛隊百七十七人、海上自衛隊九十人、航空自衛隊九十六人
③陸上自衛隊八人、海上自衛隊三人、航空自衛隊五人 ④陸上自衛隊百六十九人、海上自衛隊八十七人、航空自衛隊九十一人
平成二十八年度 ①三百八十人 ②陸上自衛隊百六十四人、海上自衛隊九十人、航空自衛隊九十一人
③陸上自衛隊十二人、海上自衛隊六人、航空自衛隊零人 ④陸上自衛隊百五十二人、海上自衛隊八十四人、航空自衛隊九十一人
平成二十九年度 ①四百七十四人 ②陸上自衛隊二百三人、海上自衛隊百十人、航空自衛隊百十八人
③から⑤まで 平成三十年四月十一日時点でいずれも零人

なお、お尋ねの「⑤のうち幹部自衛官への任官辞退者数」及び「⑤のうち幹部自衛官へ任官されなかつた数」については、任官とは階級のない隊員を階級のある隊員に任命することであり、幹部候補生学校へ

の入校時には既に階級のある隊員になっていることから、これらに該当する者はいない。

二及び三について

防衛大学校の本科の卒業者のうち自衛官への任官を辞退した者及び陸上自衛隊幹部候補生学校、海上自衛隊幹部候補生学校又は航空自衛隊幹部候補生学校の入校中における中途退職者の進路については、防衛省として網羅的に把握していない。なお、防衛大学校の本科の卒業者のうち自衛官への任官を辞退した者であつて、防衛大学校の研究科に進学した者は、零人である。

四及び五について

お尋ねの「学生に国費から供される費用」及び「学生に国費から供された費用」の具体的に意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

六について

防衛大学校の卒業者については、卒業後一定期間を経過するまでに離職した場合に所要の金額を国に償還させる制度は設けられていない。

七について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、防衛大学校は防衛省設置法第十五条第一項に規定する幹部自衛官となるべき者の教育訓練等を、陸上自衛隊幹部候補生学校は自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第三十三条の二に規定する陸上自衛隊の初級幹部としての職務を遂行するに必要な知識及び技能を修得させるための教育訓練を、海上自衛隊幹部候補生学校は同令第三十四条に規定する海上自衛隊の初級幹部としての職務を遂行するに必要な知識及び技能を修得させるための教育訓練を、航空自衛隊幹部候補生学校は同令第三十五条に規定する航空自衛隊の初級幹部としての職務を遂行するに必要な知識及び技能を修得させるための教育訓練を、それぞれ着実に実施しているところである。